



共済やまなし

No.181

—2023.11—



| | |
|--------------------------------|----|
| 訪問型特定保健指導のご案内 | 2 |
| 特定健康診査の受診について・ジェネリック医薬品について | 3 |
| 資格喪失後に受診した分の医療費の返還について | 4 |
| 「医療費のお知らせ」の交付について | 4 |
| 共済掛金の免除手続について | 5 |
| ねんきん定期便について | 6 |
| 在職中の年金の支給停止について | 7 |
| 公立共済貸付制度のご案内について | 8 |
| 年末残高等証明書の交付について | 8 |
| 団信制度の中途加入募集について・退職後の福祉保険制度について | 9 |
| 組合員のページ | 10 |
| 健康相談事業 | 11 |
| やすらぎの宿 | 12 |

発行

公立学校共済組合山梨支部

電話 055-223-1745

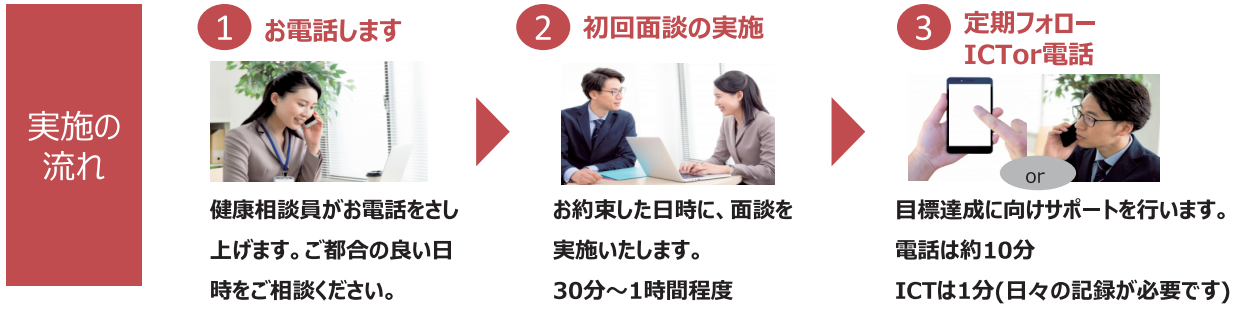
<https://www.kouritu.or.jp/yamanashi/>

訪問型特定保健指導のご案内

- 指導料金は全額共済組合が負担します

費用無料

職場の定期健康診断の結果から、「生活習慣の改善が必要」と判断された方を対象に、特定保健指導を行います。「SOMPOヘルスサポート(株)」に委託し実施しますが、様々な手法を使って、楽しみながら生活習慣の改善に取り組める工夫がされていますので、対象となった方は、積極的にご利用ください。



選べる面談方法（対面or遠隔）

健康相談員からのご連絡の際にご希望をお聞かせください。

※面談時間については、**対面の場合：9時～18時**、**遠隔の場合：9時～21時**、の間で指定して下さい。土日でもご利用いただけます。

遠隔面談を希望される方は、ご自身のスマートフォン・タブレット等で「Zoom」のアプリインストールをお願い致します。

アプリのダウンロードはこちらから ▶▶▶

パソコンでご利用の方は

Zoom (ズーム) ダウンロード

検索



遠隔面談ガイド 事前準備編
プログラムガイドの流れ～個人情報取り扱い～面談準備（アプリのインストール手順）

https://sompohelthsupport.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/Guide_Zoom.pdf



参加者様と弊社専門職を“つなぐ”保健指導マイページ



被扶養者の皆さまへ 特定健康診査の 受診はお済みでしょうか？

特定健康診査は、40歳以上75歳未満の被扶養者が対象です。
生活習慣病の予防や改善を行うための健診となっています。

受診券は、令和5年6月23日に各所属所経由で配布済みです。

【無料】で**特定健康診査を受診**することができますので、
ご自身の健康状態を確認する機会として、ぜひご活用ください。

ジェネリック医薬品を使ってみよう！

「ジェネリック医薬品を使うとどうなるの？」「薬の効き目は変わらない？」



ジェネリック医薬品は **こんなお薬**です

1 先発医薬品より 家計に優しい

お薬の価格は、先発医薬品と比べて3割～5割以上お得になる場合があります。

2 安さの理由は、 特許期間の終了

特許期間の終了により、開発元以外の製薬会社が開発費を抑えて製造・販売できるため、安い価格で提供されています。

3 効き目も安全性も 先発医薬品と同じ

先発医薬品（新薬）と薬効や安全性が同等であると厚生労働省が承認した医薬品です。

4 使いやすい、 飲みやすい

調剤技術の進歩等により、錠剤を小さくしたり、苦みを抑えたりなど、飲みやすくなっているものがあります。

5 飲み薬以外も 切替可能

「飲み薬」だけでなく、「目薬」「塗薬」「湿布薬」なども切替が可能です。

新薬と有効成分は同等でも、他に使用される添加物が異なる可能性があります。**アレルギーや他の医薬品との飲み合わせ等については、必ず医師（薬剤師）にご相談ください。**

資格喪失後に受診した分の医療費の返還について

公立学校共済組合の組合員または被扶養者としての資格を喪失した後に、組合員証（被扶養者証）を医療機関等で提示し受診していた場合、共済組合が負担した医療費を全額返還していただくことになります。

例えば… 総医療費100,000円の場合は…



共済組合へ資格喪失の届出が遅れた場合でも、資格喪失の事実が発生した日に遡って資格を喪失することになり、資格喪失日以降に受診した分の医療費を返還していただくことになります。資格喪失の事由に該当する場合は、すみやかに手続きを行ってください。

「医療費のお知らせ」の交付について

●「医療費のお知らせ」ってなに？

組合員及び被扶養者が組合員証（または被扶養者証）を使用して受診した分の医療費等について記載されたお知らせです。

「医療費のお知らせ」は確定申告で医療費控除を受ける際に添付書類として使用することができます。そのため、確定申告で医療費控除の申請を行う方を対象に交付いたします。

●「医療費のお知らせ」はいつ受診した分の情報が記載されるの？

「医療費のお知らせ」には、令和5年中に受診した分の情報が記載されます。お知らせは医療機関から届いた診療報酬明細書を基に作成しているため、受診月から3か月が経過していない場合や診療報酬明細書の提出が遅れている場合については、該当月の情報が記載されないことがあります。

●「医療費のお知らせ」を交付してほしいときはどうすればいいの？

『「医療費のお知らせ」発行申請書』を公立学校共済組合山梨支部へ提出してください。

案内及び申請書を、令和5年12月中旬ごろに所属所あてに送付します。申請書の受付期間は、令和5年12月中旬～令和6年1月下旬を予定しています。

●「医療費のお知らせ」はいつごろ交付されるの？

上記の受付期間中に申請書を受付けた分は、令和6年2月中の交付を予定しています。「医療費のお知らせ」は、組合員の自宅へ直接郵送されます。

共済掛金の免除手続きについて

組合員が産前産後休業や育児休業を取得したときは、共済組合に申し出ることにより、掛金（短期掛金、介護掛金、厚生年金保険料、退職等年金掛金）が免除されます。

なお、掛金が免除された期間であっても、短期給付や年金額を算定する際には、掛金が徴収されている期間と同様に取り扱われるため、不利になることはありません。

手続きについては、下記書類を所属所経由で、共済組合に提出してください。

1. 産前産後休業中の掛金免除

● 掛金免除の対象となる期間

産前産後休業（出産の日（出産日が出産予定日より後であるときは、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産後56日までの間）を開始した日の属する月から、その産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで。



※ 条例等により産前休暇が8週（56日）付与されても、掛金免除の対象となるのは出産日以前42日となります。

（ただし、多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読み替える。）

● 提出書類

- (1)産前産後休業掛金免除申出書
- (2)産休教員調書または産休変更教員調書の写し（産前産後休業期間が確認できる書類）
- (3)医療機関発行の妊娠証明書等の写し（出産予定日および出産予定人数が確認できる書類）
- (4)母子手帳の写し（出産日及び出産人数を確認できる書類）

※ (2)から(4)の添付書類は（ ）内の確認に用います。確認を他の書類で代える場合は
共済掛金免除担当 ☎055-223-1745 まで一度ご相談ください。

2. 育児休業中の掛金免除

● 掛金免除の対象となる期間

育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで。

● 提出書類

- (1)育児休業等掛金免除申出書
- (2)育児休業発令通知の写し

3. 育児休業期間の変更に伴う手続き

育児休業を取得中の組合員が、育児休業を延長した場合または新たな子の妊娠により、当初の予定よりも育児休業期間が短くなる場合には、掛金免除期間の変更手続きが必要となります。

該当する場合には、お忘れの無いように手続きをお願いします。

● 提出書類

- (1)育児休業等掛金免除変更申出書
- (2)育児休業発令通知の写し（期間延長または職務復帰の発令通知）

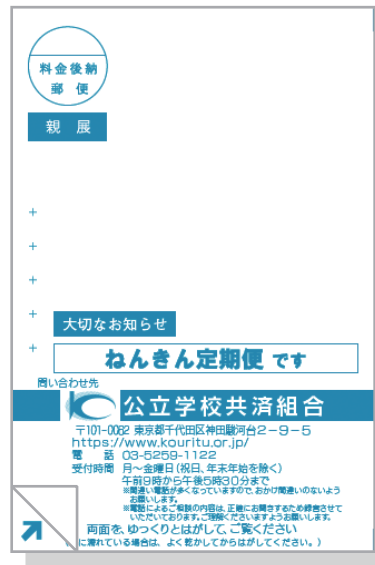
お誕生月に

「ねんきん定期便」をお送りしています

毎年一回、お誕生月の月末にご自宅あてに「ねんきん定期便」をお送りしています。

この通知は、年金加入期間や年金の見込額などに関する情報はがき形式でお知らせするものです。

節目年齢（35歳、45歳、59歳）の時には封書でお送りし、より詳しい内容と「ねんきん定期便の見方ガイド」を同封しています。



ここからはがして中をご覧ください

50歳未満の方のはがき記載例

年金制度に加入した時点から、通知作成時点（誕生月の4ヶ月前）までの加入実績に応じた年金見込額や保険料納付額を記載しています。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

| | 加入実績に応じた年金額（年額） | 保険料納付額（累計額） |
|----------------------------|---------------------|------------------------------|
| (1) 国民年金 | 老齢基礎年金 444,850 円 | 国民年金保険料（第1号被保険者） 39,900 円 |
| (2) 厚生年金保険 | 老齢厚生年金 | 厚生年金保険料（被保険者負担額） |
| 一般厚生年金被保険者期間 | 366,084 円 | 4,332,357 円 |
| 公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員） | 308,630 円 | 4,397,769 円 |
| 私学共済厚生年金被保険者期間（私立学校の教職員） | 円 | 円 |
| (1) と (2) の合計 | 1,119,564 円 | 8,770,026 円 |

50歳以上の方のはがき記載例

現在の加入条件が60歳まで継続したと仮定して計算した年金見込額を記載しています。

60歳以上の組合員（再任用等）については、通知作成日の前々月までの実績に基づいて年金見込額を計算します。

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

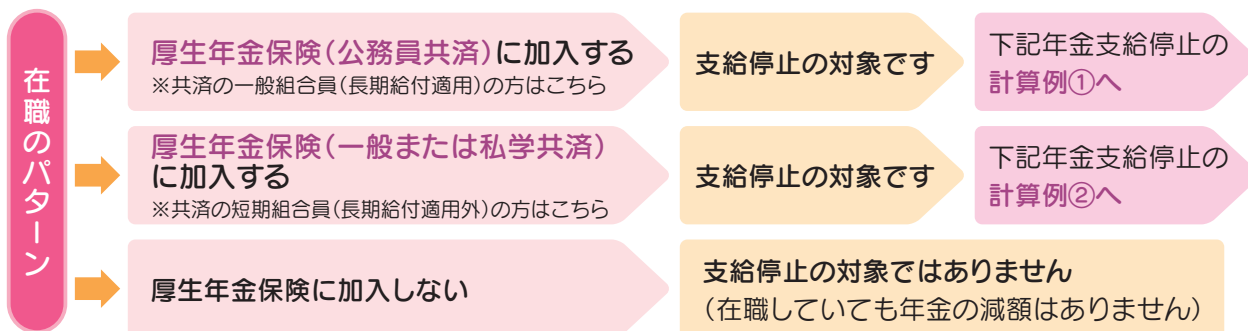
| 受給開始年齢 | 歳～ | 歳～ | 64 歳～ | 65 歳～ |
|----------------------------|-------------|-------------|--------------------|---|
| (1) 国民年金 | | | | 老齢基礎年金 686,758 円 |
| (2) 厚生年金保険 | | | | 老齢厚生年金 |
| 一般厚生年金期間 | 特別支給の老齢厚生年金 | 特別支給の老齢厚生年金 | 特別支給の老齢厚生年金 | (報酬比例部分) 390,744 円 (定額部分) 264 円 (経過的加算部分) 円 |
| 公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員) | (報酬比例部分) 円 | (報酬比例部分) 円 | (報酬比例部分) 299,193 円 | (報酬比例部分) 299,193 円 (定額部分) 137 円 (経過的加算部分) 円 |
| 私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員) | (報酬比例部分) 円 | (報酬比例部分) 円 | (報酬比例部分) 円 | (報酬比例部分) 円 (定額部分) 円 (経過的加算部分) 円 |
| (1) と (2) の合計 | 円 | 円 | 705,354 円 | 1,392,513 円 |

在職中の年金の支給停止

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険(共済組合も含む)に加入して在職している期間は、支給停止計算が行われ、停止計算後の年金額に調整されます。在職中に受給開始年齢に到達し年金が決定した場合も、年金決定と同時に停止計算され、年金額が調整されます。

支給停止の額は、標準報酬月額(賞与も含む)と年金月額によって決まります。

また、在職中に停止計算により支払われなかった年金額は、退職後、遡って支払われるということはありません。年金を受給しながら在職する場合は、下記の例を参考にしてください。



老齢厚生年金の支給停止は、次のような計算で停止額が決まります。

- 標準報酬月額 + (過去1年間に支給された賞与額の合計 ÷ 12か月) + 老齢厚生年金の月額 = A

Aの額が48万を超えたとき、超えた額の1/2が、1か月あたり支給停止される額です。

- 経過的職域年金は、共済組合の一般組合員になると全額支給停止します。
- 退職年金(年金払い退職給付)※は、共済組合の一般組合員になると全額支給停止します。
※退職年金(年金払い退職給付)とは、H27年10月以降に組合員期間があり65歳以上かつ退職している方に支払われる年金です。

1ヶ月あたりの年金支給停止計算の例 (ご自身の額に当てはめて計算してください)

- (例) ● 標準報酬月額 …………… 30万円(給与明細書等で確認できます。)
- 過去一年間の賞与額 …………… 72万円(例:34万(R5年6月支給)+38万(R4年12月支給))
- 老齢厚生年金の月額 …………… 13万円(経過的職域年金と加給年金額を除いた額)
- 経過的職域年金の月額 …………… 2万円

↓ 次の計算例①または②にあてはめて、支給停止額を計算します。

計算例① 公務員共済組合の年金に加入して在職する場合

- 老厚 $\{30万 + (72万 \div 12か月) + 13万\} - 48万円 \times 1/2 =$ 月5千円停止
- 経過的職域年金は、月2万円(全額)停止 **計 1ヶ月あたり2万5千円減額します。**

計算例② 共済組合以外の一般厚生年金や私学共済に加入して在職する場合

- 老厚 $\{30万 + (72万 \div 12か月) + 13万\} - 48万円 \times 1/2 =$ 月5千円停止
- 経過的職域年金は、支給停止しません **計 1ヶ月あたり5千円減額します。**

支給停止の解除について

退職時に年金額改定の手続きを行い、手続き完了後に停止は解除されますが4ヶ月程かかります。そのため、退職後は減額されたままの年金額が振り込まれ、不足分は遡って振り込まれます。

公立共済 貸付制度のご案内

組合員の皆さまを資金面でサポートするため、貸付制度をご用意しています。一般資金、教育資金、住宅関連など、目的に応じた貸付をご利用いただけます。

共済貸付の特徴・ポイント

- 利率（年利）：1.32%
- 事務手数料はかかりません
- 担保や保証人は不要
- 退職時には退職金から一括償還



Q 車の購入を考えていますが、貸付を利用できますか？

A 一般貸付をご利用いただけます。

Q 一般貸付の必要金額が確認できる書類は見積書でもよいですか？

A 見積書は不可です。契約書または注文書の写しが必要です。

- 任用期間を有する組合員の方が利用可能な貸付けは「特別貸付け」、「高額医療貸付け」、「出産貸付け」の3貸付けです。

制度・手続きの詳細は[共済ホームページの貸付のしおり](#)をご覧くださいか
貸付担当 (☎055-223-1745) までご相談ください。

住宅借入金等特別控除のための 年末残高証明書について

住宅貸付を借り受けて住宅の取得・増改築をした方で、一定の条件を満たす場合は税法上の控除である「住宅借入金等特別控除」が受けられます。

控除手続きに必要な共済組合発行の「年末残高証明書」を、下記のスケジュールで所属所あてにお送りしますのでご確認ください。

年末残高
証明書の
交付時期

令和4年12月までの貸付

(年末調整用・既に確定申告が済んだ方が対象)

11月初旬 送付予定

令和5年1月以降の貸付

(確定申告用・ご本人の税務署での申告が必要)

1月下旬 送付予定

ご注意ください!!!

- 償還期間が10年以上ないと控除の対象になりません。
- 共済へ完了報告書が未提出の場合は発行されません。
- 共済から「年末残高証明書」が発行されても控除の対象にならない場合もあります。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間
令和5年10月～11月

団信制度の中途加入募集を行います

年に1度の
チャンスです!!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。「**だんしん**」と「**債務返済支援保険**」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。



万一のために

対象貸付けの借受人のうち、すでに**約8割の方が加入**されています。
(令和4年度末時点)

だんしん とは

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、返済中に**万一死亡したり、所定の障害状態**となったりした場合に、**貸付金残高(債務)相当額が保険金として支払われる**制度です。

債務返済支援保険 とは

借受人の方が、返済中に**病気やケガで長期間就業障害**となった場合、**毎月の返済金相当額(平均返済月額)が保険金として3年を限度に支払われる**制度です。

気になる保険料充当金は

(例)

だんしん

貸付金残高
500万円の場合 → 9,600円/年
(800円/月)

*返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年低減します。
*保険料充当金は見直される場合があります。

債務返済

平均返済月額
1万円の場合 → 1,212円/年
(101円/月)

*保険料充当金は見直される場合があります。

お申込
方法は

募集期間中に加入を希望される場合は、「**団信制度適用申込書**」に**必要事項を記入のうえ、ご提出ください。**

お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先: 山梨支部 貸付担当 ☎055-223-1745

●「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込むことが必要です。

●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページをご覧ください。

■トップページ⇒組合員専用ページログイン⇒(貸付事業)団信制度のご案内⇒「**団信制度適用申込の手引(パンフレット)**」はこちら

組合員専用ページの
ログイン画面▶



退職後の福祉保険制度について

退職時の年齢に関わらず、在職中に加入した福祉保険制度は退職(組合員資格喪失)後も継続加入となり、退職した年の10月31日まで自動的に継続されます。11月1日以降も自動更新となりますので、脱退・減額を検討される方は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続きでお手続きください。

注記) 福祉保険制度は在職中のみ新規加入できる制度です。退職後に新規加入はできません。
また、今年度の募集は既に締め切っています。

制度別の継続加入可能年齢一覧表

| 制度名 | 継続加入可能年齢 |
|--------------|--|
| ファミリー年金 | 保険年齢84歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通) |
| 傷病休職給付金 | 継続不可(在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退) |
| 入院費用給付金 | 保険年齢75歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通) |
| | 保険年齢22歳まで更新継続可能(子ども) |
| 特定疾病給付金 | 保険年齢75歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通) |
| 元気づくりサービスコース | 保険年齢84歳まで更新継続可能 |

制度に関するお問い合わせ

●公立学校共済組合 福祉保険制度担当 0120-778-599
月曜日～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

新任式で流れた校歌をこの体育館で約20年ぶりに聴いた。その校歌を自然に口ずさむ自分がいて、なんだか嬉しく感じた。この学校で学んだ3年間は自分の人生にとって大切な時間であり、今の自分の原点でもある。

私は採用され11年間、他都市で教師として勤務してきた。どの地域にも魅力があり、私の成長に携わってくれた諸先輩方、そして同年代の仲間がいた。そんな大きな財産を得て、今年度の異動

で母校での勤務がスタートした。やはり生まれ育った地元で働けることの喜びは格別なものである。子どもたちの保護者には同級生や先輩の子どももいる。また、職場には中学校時代の恩師もいる。中



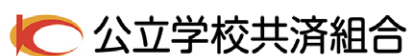
学生時代からの自分を知っている仲間や大人がいるということは少し恥ずかしさもあるが、とても心強くも感じる。様々な思い出の詰まった、この学舎に懐かしさを感じながらも、この地域の子どもたちや環境などを守っていきたいという願いを持ち、一日一日を大切に勤務している。いつかこの学校を巣立っていく子どもたちが誇りに持てるような学校にするという責任があると私は思っている。

異動してきた日に立ち止まった場所がある。それは、母校の校訓が書かれている石碑である。校訓「日に新たに」(中国の古典・「四書五経」の中の「大学」に出てくる)今日の行いは昨日よりも新しくよくなり、明日の行いは今日よりも新しくなるように修養に心がけなければならないという意味である。中学校時代の時、先生方から教えてもらった大切な言葉である。この言葉を今度は私が教師として子どもたちに伝えていき、母校の伝統が受け継がれていく役目を担っていきたい。

そして、近年の教育現場では、コロナの影響による様々な行事の中止や教職員の働き方改革やICTの導入、部活動の地域移行など教育現場の転換期であるとも言える。様々な想いを胸に秘め、今を生きる子どもたちにとって最適な学びと新たな繋がり方を模索していきたい。



組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける 健康相談事業



Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

特徴

- 臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

URL <https://www.mh-c.jp/>
ログイン番号 783269

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

特徴

- カウンセリングはすべて臨床心理士が対応

通話料 無料 0120-783-269

電話相談

月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回20分程度

面談予約

月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回50分程度
●面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
●無料で面談によるカウンセリングをご利用頂くには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。
●面談は全国主要都市の契約カウンセラールームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料)
一般には公開されていない組合員のための無料電話番号です。
取り扱いにご注意ください。

詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内

免責事項

本サービスは利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること及び適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立ててもらうことが目的であり、当共済組合及び当共済組合が本サービスを委託した明治安田生命保険相互会社、明治安田ライフプランセンター株式会社及び株式会社法研(再委託先を含む)(以上を総称して「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。ご利用者の状況又はご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。ご利用者によりご満足いただくため、対応品質の向上を目的として、ご利用者の相談内容等を書面、音声又は電子的方法により記録させていただきます。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

特徴

- 1 ご相談には介護の専門資格者が対応
ケアマネジャー(介護支援専門員)や社会福祉士の資格を持つ相談員が介護に関するさまざまなご相談にお応えします。また、相談員は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどでの高齢者介護の実務相談を生かして、具体的にお応えします。
- 2 迅速な情報提供
最寄りの地域相談窓口や在宅サービス事業者の情報、ご希望条件にあった有料老人ホームの情報を迅速にご提供します。

通話料 無料 0120-515-579

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

特徴

- 女性医師相談(予約制)
予約時は看護師、相談時は女性医師および看護師が対応します。

通話料 無料 0120-215-579

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)
●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

特徴

- 1 一般的な健康相談は予約なしで24時間365日いつでも相談可能
- 2 専門医相談(予約制)
専門的な健康相談や治療方法に対するセカンドオピニオンなど、医師による電話相談を実施します。
ご相談内容に最適な診療科の専門医が直接対応します。
- 3 小児救急相談
妊娠中から学齢期の子育ての疑問や不安に対する相談や、24時間いつでも小児科医が対応する救急相談を実施します。
- 4 医療機関案内
専門病院、女性医師のいる病院、夜間救急受診など、相談者のご希望にあった病院情報を提供します。

通話料 無料 0120-24-8349

●利用時間 1回20分程度



やすらぎの宿 DE

こんなに 割ってスツマ

10

キャンペーン

第1弾 10%OFF 2023. 8.1~31

第2弾 10%OFF 2023. 12.1~20

第3弾 10%OFF 2024. 2.1~29

なんと 10%OFF ニヤ!

公立共済メンバーズカード DE 10%OFF



やすらぎの宿のご利用時に 公立共済メンバーズカードでお支払いいただくと **10%OFF!**



- 第1弾:2023年 8月1日(火)~31日(木)
- 第2弾:2023年12月1日(金)~20日(木)
- 第3弾:2024年 2月1日(木)~29日(木)

※期間中に現地でメンバーズカードによりご精算いただいた方が対象です。
※クレジットカード利用金額のご請求時に割引いたします。
※他の利用補助制度を利用する場合は、補助金額差引後の実際に決済いただいた金額から10%割引となります。

新規入会キャンペーンも実施!
まだカードをお持ちでない方は、
期間中のご入会がおトク!

もらえるニヤ!

やすらぎの宿 DE 宿泊プレゼント



2023年12月1日(金)~
2024年3月31日(日)

※期間中にご宿泊いただき、下記条件を満たした方が対象です。



1 公式やすらぎの宿ホームページから宿泊予約をいただき、
期間中にご宿泊いただいた組合員料金適用の方(他共済を除く。)に、
グループ人数分のミネラルウォーターをプレゼント!

2 期間中にご宿泊いただき、
宿泊料金を公立共済メンバーズカードでお支払い
いただいた方に、
旅ニヤンのオリジナルグッズをプレゼント!
※メンバーズカードでの決済1件につき、グッズを1個プレゼントします。※グッズはなくなり次第終了となります。

今がチャンスニヤ!

オリコ旅行センター DE 特別割引

公立共済メンバーズカード加入者限定の **割引率UPキャンペーン**を実施!
対象のツアーが**最大5%割引**に!



対象受付期間 2023年7月10日(月)~
8月10日(木)



対象出発日 2023年8月1日(火)~
2024年2月29日(木)



詳細はキャンペーン特設ページをご覧ください。
<https://www.kourituyasuragi.jp/sunma10/>

※本キャンペーンの内容は、予告なく変更することがございます。

公立学校共済組合



オトクすぎた スツマ10 フフフ...